



美濃加茂市議会
第1回臨時会議案

令和6年10月21日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 7 5 号	美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例について	1
議第 7 6 号	令和 6 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 4 号）	4

議第 7 5 号

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 1 0 月 2 1 日 提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例（昭和 5 9 年美濃加茂市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子のうち、1 8 歳未満の児童（満 1 8 歳に達する日以後における最初の 3 月 3 1 日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該 1 8 歳未満の児童並びに同法附則第 3 条第 1 項に規定する父母のいない児童のうち 1 8 歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 1 8 歳未満の児童を扶養している母</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子のうち、1 8 歳未満の児童（満 1 8 歳に達する日以後における最初の 3 月 3 1 日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該 1 8 歳未満の児童並びに同法附則第 3 条第 1 項に規定する父母のいない児童のうち 1 8 歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 1 8 歳未満の児童を扶養している母</p>

又は養育者（母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける福祉医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に定める額（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第6項に定める額）未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者（当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。）の前年の所得が、施行令第2条の4第7項に定める額未満であるとき。

ロ （略）

(5) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

イ 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者（当該父と生計を同じくする者に限る。）の前年の所得が、施行令第2条の4第7項に定める額未満であるとき。

又は養育者（母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける福祉医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に定める額（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第7項に定める額）未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者（当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。）の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

ロ （略）

(5) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

イ 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者（当該父と生計を同じくする者に限る。）の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

ロ (略)	ロ (略)
(6) (略)	(6) (略)

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

議第76号

令和6年度美濃加茂市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,827千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,655,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年10月21日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,552,803	7,156	3,559,959
	2 国庫補助金	871,472	7,156	878,628
20 繰越金		983,076	46,671	1,029,747
	1 繰越金	983,076	46,671	1,029,747
歳入合計		24,601,380	53,827	24,655,207

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,052,521	11,117	4,063,638
	1 総務管理費	3,437,347	11,117	3,448,464
4 衛生費		1,673,665	7,681	1,681,346
	1 保健衛生費	842,518	7,681	850,199
9 教育費		3,121,358	35,029	3,156,387
	3 中学校費	180,471	24,900	205,371
	5 社会教育費	656,978	10,129	667,107
歳 出 合 計		24,601,380	53,827	24,655,207

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
9 教育費	5 社会教育費	生涯学習センター施設維持管理事業	千円 10,129

予算説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,552,803	7,156	3,559,959
	2	国庫補助金	871,472	7,156	878,628
	1	総務費国庫補助金	214,608	7,156	221,764

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 補助金	7,156	1 デジタル基盤改革支援補助金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	983,076	46,671	1,029,747
	1	繰越金	983,076	46,671	1,029,747
		1 繰越金	983,076	46,671	1,029,747

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	46,671	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	6	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総 務 費	4,052,521	11,117	4,063,638	7,156	3,961
			総務管理費	3,437,347	11,117	3,448,464	7,156	3,961
			企 画 費	1,953,871	11,117	1,964,988	国庫支出金 7,156	3,961

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
12 委 託 料	11,117	ガバメントクラウド環境構築	総合行政システム事業 11,117

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛 生 費	1,673,665	7,681	1,681,346		7,681
	1	保健衛生費	842,518	7,681	850,199		7,681
	3	健康増進費	77,161	7,681	84,842		7,681

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
12 委 託 料	7,681	歯科検診 7,316 歯科検診事務処理 365	歯科検診事業 7,681

(款) 9 教育費
(項) 3 中学校費

9	3	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	3,121,358	35,029	3,156,387		35,029
	3	中学校費	180,471	24,900	205,371		24,900
	1	中学校管理費	136,186	24,900	161,086		24,900
	5	社会教育費	656,978	10,129	667,107		10,129
	3	生涯学習センター費	41,601	10,129	51,730		10,129

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
12 委 託 料	2,100	営繕工事設計監理	中学校施設営繕工事 24,900
14 工事請負費	22,800	学校施設営繕	
12 委 託 料	2,118	牧野交流センター空調機器更新設計 監理	生涯学習センター施設維持管理事業 10,129
14 工事請負費	8,011	牧野交流センター空調機器更新	

70th 

**MINOKAMO
STORY**